

公益社団法人日本女子プロ将棋協会 棋士規程

この協会の棋士認証および昇段昇級規程を以下の通りとする。

1. 女流3級（仮会員）へ

A)アマチュア女性選手が、アマチュア出場枠がある女流棋戦で「本戦ベスト8」に進出した場合。

①アマチュア女性選手が、アマチュアの出場枠がある女流棋戦で「本戦ベスト8」に進出した場合に、日本女子プロ将棋協会に対して書面により、仮会員の申請（資格取得日より2週間以内）を行い、これを協会が認めた場合、日本女子プロ将棋協会所属・女流棋士仮会員（女流3級）の資格を得ることが出来る。

ただし、次の条件を満たすものとする。

- (1) 当該棋戦は現時点として、「マイナビ女子オープン」「リコー杯女流王座戦」「霧島酒造杯女流王将戦」「大山名人杯倉敷藤花戦」の4棋戦。
※なお、将来的にユニバーサル杯女流名人戦ならびに女流王位戦、及び新棋戦に於いて主催者招待により出場枠ができた場合には、改めて規程を定める。
- (2) 申請日に於ける満年齢が40歳未満であること。
- (3) 申請者が未成年者の場合には親権者または保護者の同意書を必要条件とする。
- (4) 師匠は不問とする。

②上記①の資格を得て申請を行った者は、資格取得日付で仮会員となり、女流3級として女流公式戦に出場することができる。

③仮会員から女流棋士への昇級条件は、以下の通りとする。

- A. 1年間で参加公式棋戦数と同数の勝星を得る。
- B. 2年間で参加公式棋戦数の4分の3以上の勝星を得る。
- C. 本規程の3に示す「女流棋士昇段昇級規程」の女流1級に該当した場合。
※上記①記載の当該棋戦に於いて「ベスト4」に進出した場合は即時女流2級に昇級するものとし仮会員ではなくなる。
※ベスト4進出条件対局に敗れた場合には、出場出来る次の女流プロ棋戦から昇級条件を適応するものとする。

④2年以内に上記A,B,Cの昇級条件を満たせなかった場合は、仮会員の資格を取り消されるものとする。

⑤仮会員資格を取り消された後、再び上記①の条件を満たした場合は、その上限を合計3回までとし、再度仮会員の申請をすることができる。

B)公益社団法人日本将棋連盟研修会（以下研修会）、または公益社団法人日本将棋連盟付属新進奨励会（以下奨励会）にて規定の成績を上げた場合。

<日本女子プロ将棋協会所属希望 研修会生について>

- ・研修会 C1 クラスに昇級した女性会員が日本女子プロ将棋協会所属を希望した場合は、当協会に対して書面により、仮会員の申請を行い、これを協会が認めた場合、日本女子プロ将棋協会所属・女流棋士仮会員（女流3級）の資格を得ることが出来る。
- ・師匠は入会時、また仮会員資格取得にも不問とする。
*その他の規程に関しては研修会規定を準用する。

<日本女子プロ協会所属希望 奨励会退会者について>

- ・奨励会員として籍をおいていた女性が奨励会を退会し、あらたに日本女子プロ将棋協会所属女流棋士になることを希望した場合は、当協会に対して書面により申請を行い、協会がこれを認めた場合、下記の通り資格を得る。
 - 奨励会 2 級以上で退会
→退会時の段級位でそのままの女流棋士資格を得る。
 - 奨励会 6 級以上 3 級以下で退会
→女流棋士仮会員の資格を得る。

2. 女流2級（正会員）へ（仮会員から女流2級への昇級）*女流2級から正会員とする

上記A, Bいずれかの資格を得て申請を行った者は、資格取得日付で仮会員となり、女流3級として次の女流公式戦に出場を推薦する。

マイナビ女子オープン
女流王座戦
女流名人戦
女流王位戦
女流王将戦
倉敷藤花戦

上記の棋戦で下記の成績を収めた者が女流3級（仮会員）から女流2級へ昇級する。

- A) 1年間で参加公式棋戦数と同数の勝星を得る。
- B) 2年間で参加公式棋戦数の4分の3以上の勝星を得る。
- C) 本規程の3に示す「女流棋士昇段昇級規程」の女流1級に該当した場合。
※上記①記載の当該棋戦に於いて「ベスト4」に進出した場合は
即時女流2級に昇級するものとし仮会員ではなくなる。
※ベスト4進出条件対局に敗れた場合には、出場出来る次の女流プロ棋戦から
昇級条件を適応するものとする。

※2年間で上記のいずれかを満たせなかった場合は、女流3級の資格を取り消される。

3. 女流1級へ（女流2級で以下の成績を収めた者）

- A) 次の棋戦で以下の活躍が認められた場合。
マイナビ女子オープン本戦入り
女流王座戦本戦入り
女流名人戦リーグ予選決勝進出
女流王位戦リーグ入り
女流王将戦本戦入り
倉敷藤花戦ベスト8入り
上記棋戦での年度成績指し分け以上（7勝以上）

B) 女流2級在籍後30勝の実績を残した場合。

4. 女流初段（以下の成績を収めた者）

- A) 次の棋戦で以下の活躍が認められた場合。
マイナビ女子オープンベスト4入り
女流王座戦ベスト4入り
女流名人戦リーグ入り
女流王位戦リーグ残留
女流王将戦本戦ベスト4入り
倉敷藤花戦ベスト4入り
上記棋戦での年度成績指し分け以上（7勝以上）

B) 女流1級在籍後50勝の実績を残した場合。

5. 女流二段（以下の成績を収めた者）

- A) 以下の活躍が認められた場合。
マイナビ女子オープン・女流王座戦・女流名人戦
女流王位戦・女流王将戦・倉敷藤花戦におけるタイトル戦挑戦権獲得

B) 女流初段在籍後60勝の実績を残した場合。

6. 女流三段（以下の成績を収めた者）

- A) 以下の活躍が認められた場合。
マイナビ女子オープン・女流王座戦・女流名人戦
女流王位戦・女流王将戦・倉敷藤花戦におけるタイトル獲得1期

B) 女流二段在籍後90勝の実績を残した場合。

7. 女流四段（以下の成績を収めた者）

A) 次の棋戦で以下の活躍が認められた場合。

マイナビ女子オープン・女流王座戦・女流名人戦
女流王位戦・女流王将戦・倉敷藤花戦においてのタイトル獲得3期

B) 女流三段在籍後120勝の実績を残した場合。

8. 女流五段（以下の成績を収めた者）

A) 次の棋戦で以下の活躍が認められた場合。

マイナビ女子オープン・女流王座戦・女流名人戦
女流王位戦・女流王将戦・倉敷藤花戦においてのタイトル獲得7期

B) 女流四段在籍後150勝の実績を残した場合。

9. 女流六段以上

女流五段在籍者で類まれなる成績と将棋文化に造詣が深く、人格・識見等を有し、総合的見地から他の模範となる者を理事会に於いて審議検討の上決定するものとする。

平成 24 年 7 月 1 日 制定
平成 26 年 5 月 30 日 改定